

農業委員会総会議事録

第3回農業委員会

1. 開会日時 令和4年6月28日（火）午前9時30分
2. 閉会日時 令和4年6月28日（火）午前10時22分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

4. 出席者

委員（全16人中16人出席）

出席者

1番	鈴木康由	9番	河村賢治
2番	筒井直樹	10番	坪井保夫
3番	小出尚武	11番	坪井兼俊
4番	石黒 優	12番	坪井佳雅理
5番	戸田克之	13番	柴田祥一
6番	水野 満	14番	岡島義広
7番	池山春雄	15番	安藤茂市
8番	高柳由宗	16番	坪井善樹

事務局 3名

事務局長	早川	建設課長
事務局	富田	グループ長
事務局	岡島	主事

5. 傍聴者 3名

6. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 賃借料の決定・公表について
 - (2) 下限面積の決定・公表について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について

7. 配布資料

- ①資料1 賃借料情報
- ②資料2 下限面積の設定について
- ③資料3 農地法第3条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第4条届出受理状況について
- ⑤資料5 農地法第5条届出受理状況について

8. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので只今より令和4年度第3回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したもののみであります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

安藤会長

おはようございます。このところ、非常に暑い日が続いております。新聞で報道されている通り、梅雨は意外に早く明けました。今後更に

暑い日が続くのではないかと考えております。

またコロナも若干落ち着いたと見ておりましたが、引き続き気を引き締める必要があると思います。そして、農業を行う方に関しては、熱中症に注意してもらえたらと思います。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員16名中出席者16名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

11番 坪井兼俊委員と12番 坪井佳雅理委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議案】

安藤会長

本日の議案は2件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第4号 「賃借料の決定・公表について」をご説明申し上げます。

【賃借料情報 賃借料情報の公表についての説明】

賃借料情報と書かれている資料をご確認ください。裏面に農地法の該当条文を掲載させていただきました。農業委員会の情報提供について定められております。これは、以前、標準小作料を定めて公表して

おりましたが、この制度が廃止されまして、平成22年度から設けられた制度で実際の賃貸借料等の実態を公表するものです。本町では、昨年全く賃貸借の実績がありませんでしたので、愛知県の平均値を公表することについて同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

賃借料情報の公表についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

委員A

令和元年は、賃借料の値が低いですが、どうしてですか。

委員B

他の年と比べて差が大きいので、桁がまちがっているのではないですか。

事務局

確認します。

委員C

このデータは、契約実績に基づいたものですか。

事務局

各市町村のホームページ上のデータは、各市町村の契約実績に基づいたものと理解しております。

委員D

いつから豊山町は賃貸借の実績がないのですか。

事務局

少なくとも、平成 22 年度から実績がないと思われま

委員 E

つまり、農地法に基づいた貸借の報告がなかったという認識で合っていますか。

事務局

その通りです。

委員 A

届出や相談がないのなら、賃借料の議題を取り上げる必要があるのだろうか。

事務局

資料の条文の通り、公表が必要であるため、農業委員会の総会で取り上げる必要があります。豊山町は、県内の平均を公表することになっているため、そこに問題があれば、賃借料の設定のやり方の変更を検討させていただきます。

安藤会長

公表されたデータを参考にする人がいないとはいえなため、情報の提供を目的として公表を行っています。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 4 号 賃借料の決定・公表について賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。よって、この案を公表することとします。
続いて議案第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第5号 「下限面積の決定・公表について」をご説明
申し上げます。

【下限面積の決定・公表について、議案第5号に基づき説明】

下限面積とは、農地法第3条第2項第5号に規定される「別段面積」といわれるものです。「別段の面積」というのは、農地法第3条の許可要件の面積のことです。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから許可後の面積が一定規模以上でないとは許可されないとするものです。この面積については、農地法で北海道は2ヘクタール、都府県は50アールとされています。1ページめくっていただきまして裏面に農地法（3条抜粋）という資料があると思いますが、その枠で囲った部分に規定されています。改正前の農地法では、地域の状況に応じて、県が定めておりまして、豊山町の場合はその面積が2反（20アール）だったのですが、新法施行により、農業委員会が定めることとされました。そのため、平成21年11月に農業委員会でこの面積をどうするかということをご審議いただき、県が定めた2反を踏襲することとされました。また、国からの通知で、毎年下限面積を検討することとされています。2月に下限面積を20アールとすることで決定しましたが、その後、神明・金剛地区における防災拠点施設整備があり、農地に大きな変化が生じることが確定したため、開発を考慮した内容で提案させていただきます。今年の数値は2枚めくっていただいた下限面積参考表のとおりでありまして、農地法施行規則第17条第1項の適用については、4月にされた都市計画決定に基づく開発行為を考慮し農地が減少することから、昨年度との農家数に大き

な変化が生じます。下限面積を占める世帯は全体の4割を下回らないこととされており、本日配布しました議案第5号のとおり、現行の下限面積20アールを10アールに変更するのが適切であると事務局では考えています。また、農地法施行規則第17条第2項の適用については、遊休農地が多い区域で一定要件を満たした場合、下限面積を10アール未満で設定できることとされていますが、管内に遊休農地がないため、農地法施行規則第17条第1項を適用することとします。最後のページには参考に今までの農家数推移を添付しております。よろしくご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

安藤会長

事務局の提案説明が終わりました。

ここで、質疑・意見のある方は発言して下さい。

委員F

下限面積に関して昨年度の2月に公表したが、何か理由があってこの6月の総会で提案しているのですか。

事務局

昨年度の2月に提案した内容は、令和3年度の下限面積についてとなります。そして今回は、令和4年度の下限面積についてということで提案しております。この下限面積について委員会に提案するのには各農業委員会に委ねられているため今年度は、この6月に提案させていただきました。また、豊山町に防災拠点施設が計画されており、説明会や町議会でも下限面積の緩和のご要望をいただいている状況です。その中で現行の法律の中でとりうる対策として検討した結果、今回の都市計画決定で法定手続きが整ったため、下限面積を10アールにして問題ないだろうという結果になりました。

委員 B

下限面積の10アールは、防災拠点施設の影響を加味した数字であるということですか。

事務局

その通りです。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第5号 下限面積の決定・公表について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。

以上で議案について終わります。

【報告事項】

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第3条、第4条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに農地法第3条の届出受理状況について、説明します。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料3 農地法第3条届出受理状況朗読】

事務局

次に、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条届

出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料 4 農地法第 4 条届出受理状況朗読】

次に、農地法第 5 条の届出受理状況について、説明します。5 条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料 5 農地法第 5 条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

質問もありませんので報告事項の届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

事務局

本日配布しました農業委員会活動記録簿の記入例の説明をさせていただきます。こちらは、5 月の総会にて議案上程した議案第 2 号に関するものです。記録簿は、最適化活動内容を記録していき、一年間の

目標達成状況を評価します。

委員 G

私の担当している地域は、農地が激減するのですが、農地の確認をする必要がありますか。

事務局

まったくなくなるわけではないので、確認をお願いします。

安藤会長

ほかに何かありますか。

委員 F

農業委員会の委員数が高市町と比べて多いことと毎年の農業用ポンプの稼働資金の見直しが必要であると思います。

事務局

今後の参考とさせていただきます。

安藤会長

事務局から連絡事項等ありますか。

9. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和4年7月28日（木）午前9時30分開始

場所：役場3階 会議室3・4

資料：7月19日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時22分終了)

10. 農地転用件数

5月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	1,681.00
		2	952.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	4	1,918.00
		1	681.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	793.00	青山		届出	21	8,118.96
		2	615.00	豊場				

※ 累計については令和4年1月～令和4年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。